

令和3年度 目的税の使途状況について

1. 都市計画税

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う街路、公園整備等の都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和3年度の都市計画税（1,238,985千円）（※）は、以下のとおり都市計画事業費等（2,948,797千円）の財源として活用しました。

主な充当先は、公園整備、下水道事業、地方債償還などです。

○令和3年度都市計画税使途状況

区分	決算額（千円）	充当額（千円）
公園	106,748	1,238,985
下水道	795,411	
地方債償還・その他	2,046,638	
合計	2,948,797	1,238,985

※減収補填特別交付金（都市計画税分9,452千円）を含む

2. 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和3年度の入湯税（6,225千円）は以下のとおり活用しました。

○令和3年度入湯税使途状況

区分	決算額（千円）	充当額（千円）
観光振興	175,625	6,225